

リハビリテーションの診療報酬改定に関する影響調査と改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成19年 1 月25日

提 出 議 員

鈴 木 祐 治

賛 成 議 員

水 久 保 善 治

橋 本 憲 幸

佐 久 間 俊 男

勅使河原 正 之

柳 沼 隆 夫

佐 藤 幸 夫

橋 本 幸 一

会 田 遠 長

リハビリテーションの診療報酬改定に関する影響調査と改善を求める意見書

平成18年度診療報酬改定において、「長期にわたり効果が明らかでないリハビリテーションが行われている」との理由でリハビリテーションの給付日数に上限が設定され、保険診療で受けられるリハビリテーションが制限されることとなった。機能維持を含め一定の効果があっても、例外として認められなければ診療報酬上の評価がなく、リハビリテーションを継続することが困難となっている。

また、リハビリテーションが新たに4系統疾患別へと編成され、リハビリテーションを施行する医療機関は高い施設基準を満たしての届出が必要となり、人員の確保等ができずリハビリテーションから撤退せざるを得ない医療機関も生じており、患者が身近で療養することが困難となっている。

さらに、障がい児・者は、施行できる施設が児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、遠い施設に通所を強いられるなど、より一層深刻な事態となっている。

平成18年度診療報酬改定は、適切なリハビリテーションを継続して提供することを困難なものとしている。

よって、政府においては、リハビリテーションの診療報酬改定に関する影響調査を実施し、改善を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年2月22日

郡山市議会